

(別紙6)

グリーンカンパニーの登録期間の変更に関する要領

1. 趣旨

この要領は、グリーンカンパニー活動の登録事業者が、登録期間の途中において、その登録期間を短縮あるいは延長しようとする場合に必要な事項を定めるものとする。

2. 対象

変更の対象は、グリーンカンパニー活動ステップアップ部門及び環境活動評価プログラム部門の登録事業者のうち、1年以上登録・活動を続けている事業者(以下、「対象事業者」という。)とする。

3. 変更方法等

登録期間は、2ヶ月以内の短縮あるいは10ヶ月以内の延長は可能とする。

変更の手続きは以下のとおりとする。

(1) 登録期間を短縮する場合

対象事業者は、現在(変更前)の登録期間が終了する日の2ヶ月前から、登録期間が終了する日までの間のうち、新たな登録期間の開始日として希望する日に「岡山市グリーンカンパニー参加申込書及び登録期間変更届(様式第15号)」、活動報告書、及び環境行動計画書を提出すること。

変更後の新たな登録期間は、変更の受付日から起算して1年間とする。

認定については、活動報告書の内容が「グリーンカンパニーの認定に関する要領(別紙4)」に規定された基準を満足している場合には、変更の受付日から起算して1年間を認定期間とする。

(2) 登録期間を延長する場合

対象事業者は、変更前の登録期間が終了する日までに、「岡山市グリーンカンパニー参加申込書及び登録期間変更届(様式第15号)」を提出すること。岡山市は、変更届の提出により、認定・登録証の認定・登録期間の変更及び再交付を行う。

対象事業者は、変更届提出後も、新たな期間が終了となる日まで取組を継続実施した後、「岡山市グリーンカンパニー参加申込書(様式第9号)」、活動報告書及び環境行動計画書を提出することにより、更新を行うこと。

更新後の新たな登録期間は、登録期間終了の翌日から起算して1年間とし、認定についても、活動報告書の内容が「グリーンカンパニーの認定に関する要領(別紙4)」に規定された基準を満足している場合には、認定期間終了の翌日から起算して1年間を新たな認定期間とする。

4. 登録期間の変更制限

登録期間の変更を行った対象事業者については、変更の日から5年間は再度の期間変更は認めないものとする。